

◇ 国「子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）合同会議 について」（9月17日）の開催について ◇

◇ 9月17日子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）合同会議が14:00～17:00に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1) 処遇改善等加算、使途制限のあり方について (2) 私立幼稚園の意向調査結果について (3) 認定こども園についての対応状況について (4) その他

〈ポイント〉

- 処遇改善等加算のあり方については、各委員より概ね賛意が示された。
- 事務局より「私立幼稚園（認定こども園を含む）の新制度への移行に関する意向調査の結果について説明がなされた。
- 「認定こども園についての対応状況」、「一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価について」について説明が行われ意見交換がなされた。
- その他「平成27年度関連予算概算要求の概要」、「教育・保育施設における重大事故の再発防止策に関する検討会の開催について」等の資料について説明がなされた。

※以下敬称略

- ・ 無藤部会長より開会挨拶が行われた。
- ・ 事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・ 赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官より、来年の施行に向けて詳細設計、公定価格の具体化等詳細で重要な課題も残されている。ぜひよろしくお願ひしたい旨挨拶が行われた。

(1) 処遇改善等加算、使途制限のあり方について

- ・ 事務局より資料1「処遇改善等加算、使途制限のあり方について」の説明が行われ協議が行われた。

資料1「処遇改善等加算、使途制限等のあり方について」(平成26年9月17日(下線部分が修正部分)より抜粋、引用)

1. 処遇改善等加算のあり方について

2. 個別論点の検討

① 加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象

- 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費では、勤続年数の通算対象とする施設・事業について、「児童福祉施設や老人福祉施設等の社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等の勤続年数」等を通算対象としている。
- 新制度の公定価格の設定に当たっては、現行の対象施設のほか、以下の施設・事業における勤続年数を通算対象に追加することが求められる。
 - ① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - ② 保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
 - ③ 小学校等の教育施設
- また、上記の施設・事業のほか、以下の施設・事業については、指導・監督を通じて、その適切な運営のあり方に関し、地方自治体が責任を負っていると評価されることから、これらも通算対象と追加する方向としてはどうか。
 - ① 地方単独事業による認可外保育施設
 - ② 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
 - ③ 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの
- このほか、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設や、幼稚園に併設された認可外保育施設については、定期的な立入調査等の指導監督を受けている施設となっている。当該施設において、保育の提供に従事している経験は、保育の提供に関する勤務経験の考え方に親和性があると考えられることから、現に証明書の交付を受けている認可外保育施設、幼稚園に併設された認可外保育施設については、通算対象に追加する方向としてはどうか。

- 上記の施設・事業を通算対象とするに当たっては、現行の民改費において一般的に求めているように、各施設・事業において前歴(職歴)の証明(例: 在職証明等)に関する資料、書類の提出を求め、確認する仕組みを基本としてはどうか。 * 必要に応じて、年金の加入記録の証明等を求めることも考えられるか。



【対応方針案】

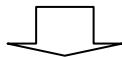
- 職員の勤続年数の通算対象とする施設・事業については、前ページで示した施設・事業としてはどうか。
○ その上で、対象とするに当たっては、各施設・事業において前歴(職歴)の証明(例: 在職証明等)に関する資料、書類の提出を求め、確認する仕組みとしてはどうか。

② 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応

検討に当たっては、以下のようなパターンが考えられるが、現在、既に取り組みされている処遇改善との関係や、長く働くことができる環境の整備との関係について、どのように考えるか。

- ① 0.7兆円の範囲で実施する3%の処遇改善では、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在既に実施している取組が継続して実施できるようにする。
② 「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとしつつ、一定程度メリハリをつけ、「10年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分する。

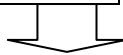
※ なお、いずれの場合にあっても、更なる財源が確保された場合には、加算率の上限を更に伸ばす・加算率をアップさせる等の対応を実施



【対応方針案】

○ 前ページの②による場合は、一律又は一部の施設(特に若年層の多い施設)において、加算率が引き下げられることになるため、現在の給与水準が維持できなくなる懸念されることから、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的にはなるものの現行水準を維持できる①によることとしてはどうか。(更なる期間の延長は、財源の確保と合わせて実施。)

③ 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み

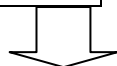


【対応方針案】

処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入することとし、具体的には、保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、上記の加算の要件(計画の策定や実績の報告)を課した上で、質の改善項目として実施する部分(0.7兆円の範囲では平均+3%)については、確実に賃金改善*に充てることを要件とすることとしてはどうか。

* 起算点における職員(法人の役員を除く)の賃金に対する改善
(新制度施行の前年の平成26年度を想定(保育所は既に先行して実施していることから平成24年度))

⑤ 賃金改善以外の処遇改善について



【対応方針案】

「④キャリアアップに対応した仕組み」を導入することとし、具体的には「i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等」、「ii) 資質向上のための計画策定等」の要件のいずれも満たさない場合には、加算率に「0.9」を乗じて減算することとしてはどうか。(⑤の任用等の要件整備や研修の実施等については、③・④でも担保可能なため処遇改善等加算の加算率の要素としては含めない。) ※ 介護保険制度では、大部分の施設が加算の要件を満たしている。

⑥ 行政における対応について

○ 上記①～⑤について、どういった体制で対応するか検討が必要となる。

○ その際、

- ・すべての施設・事業類型の情報が集約されること(上記①等について確認するに当たり必要)
- ・現行の民改費における対応
- ・支援法に基づく計画においては、教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保、資質向上のために講ずる措置について規定することが求められていること

といった要素を考慮し、給付・確認の実施主体である市町村で確認・取りまとめた上で、都道府県に集約し、認定する仕組みを基本としてはどうか。

※ 確認・取りまとめの具体的な程度については、現行の保育所運営費における対応を踏まえ、都道府県→市町村間で決定

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 処遇改善加算の在り方について、平成 26 年 8 月に厚生労働省が示した「保育士人材確保のための「魅力ある職場づくり」に向けて」資料の「保育分野における人材不足の現状」によれば、指定保育士養成施設卒業者の内、約半数は保育所に就職していないという現実や、就職希望者が増えないこと。早期離職の傾向も顕著であるということの理由として「賃金が希望と合わない」が最も多いというデータが記載されている。このための一つの方策として「期限を設けた上で新規採用職員の初任給加算手当の制度」といった処遇改善策をお考え頂ければ就職率アップに繋がるものとする。なお「職員の勤務年数や経験年数に応じて加算額をアップしていく仕組み」と「現行の加算率の区分の上限である「10 年以上」よりも長い場合の対応」を見据えた上で、資料 1「個別論点の検討」「②現行の加算率の区分の上限である「10 年以上」よりも長い場合の対応」で示される「①0.7 兆円の範囲で実施する 3%の処遇改善では「10 年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの現在既に実施している取組が継続して実施できるようにする」という案に賛意を示すものである。また※印のように「更なる財源が確保された場合には上限を更に伸ばす・加算率をアップさせる等の対応を実施」とあることについて何としても財源確保に努めて下さるようお願いしたい。

＜ 委員の主な意見概要 ＞

- 処遇改善等加算の在り方について、対応方針、方向性については支持したい。先般の人事院の勧告について、地域手当の見直しについて出されているが、勧告をもとにした介護保険や保育の施設事業費等に大きな影響を与えるのではないかと考え、今後の検討課題として提示したい。
 - 賃金改善以外の処遇改善、職員の資質向上についてぜひ自治体で統一した研修を実施して頂きたい。
 - 処遇改善等加算の在り方について、対応方針、方向性については支持したい。
 - 3%の処遇改善については改善状況について報告をするようにして頂きたい。
 - 今回の説明を伺いパターン①の整理もやむを得ないと思う。しかし、現行の民間施設給与等改善費の対象とならない職員がおり、新制度において処遇改善の対象となる職員の勤務形態等をどうするのかの検討が必要ではないか。また、使途制限等のあり方について社会福祉法人は、公的規制を受けており、解散時の残余財産は他法人に引き継がれるか国庫に帰属することとなる。そうした規制があることの整理をしたうえで検討すべきある。指導監督については会計に関する考え方は示されているが、子どもの処遇に関してはどのような基準での指導監督が行われるか、そういった点からの整理も必要である
 - 人材確保に向けて今後財源確保に努めて頂きたい。
 - 処遇改善策については他の領域と足並みをそろえて必ず進めて頂きたい。
 - 処遇改善の在り方についてしくみをもっと明確化する必要がある。
- (事務局説明概要) 保育所以外の会計監査は外部監査を受けた際は簡略できるが、行政監査は引き続き行うもの。
- ・ 民改費は実際は保育所全体の運営費の中で施設整備の借入に適用される等もあり、新制度においても、上乘せされる部分についてしっかり処遇改善を行っていくことを実績管理すると共に同様の取扱いとすることと考える。

(2) 私立幼稚園の意向調査結果について

- ・ 事務局より資料 2「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果」について説明がなされた。

資料 2「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する 意向調査の結果」(平成 26 年 9 月 17 日)より抜粋

○ 調査概要

- * 調査対象 全ての私立幼稚園(認定こども園※を構成しているものを含む。)の設置者
- * 調査の実施主体 施設の所在市町村(都道府県を通じて回収)
- * 調査時点 7 月(施設から市町村への回答は、7 月 11 日締切りを標準)
- * 回収率 ・幼稚園 約 98%(6,848/6,960) ・認定こども園※ 約 97%(928/955)

○ 「新制度への移行について」調査結果(質問への回答がない施設数を除く。)

- I 幼稚園 6,805 園のうち、①平成 27 年度に新制度に移行(検討中を含む)は 22.1%(1,505 園)、②平成 27 年度に

新制度に移行しない(検討中を含む)は 77.9%(5,300 園)。

Ⅱ 幼保連携型認定こども園 535 園のうち、①新制度に移行は 85.6%(458 園)、②幼稚園と保育所に戻り、幼稚園については私学助成を受けるは 11.2%(60 園)、③上記以外は 3.2%(17 園)。

Ⅲ 幼稚園型認定こども園 391 園のうち、①新制度に移行は 90.8%(355 園)、②幼稚園に戻り、私学助成を受けるは 6.4%(25 園)、③上記以外は 2.8%(11 園)。

(3) 認定こども園についての対応状況について

・続いて資料3「認定こども園についての対応状況」、資料5「一時預かり事業(幼稚園型)の補助仮単価について」について説明が行われた。

資料3「認定こども園についての対応状況」(平成26年9月17日)

認定こども園についての対応状況

- 「公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法のチェックポイント」をまとめ、都道府県に提供(8月11日)
 - 認定こども園向け全国説明会の開催(第1回8月28日、第2回9月18日(予定))
 - 都道府県私学担当者向け説明会の開催(9月4日)
 - 都道府県等新制度担当者向け説明会の開催(9月11日)
- ※ なお、平成27年度の公定価格については、平成27年度予算の編成過程において、その他の課題も含め、様々なご意見、ご指摘等を踏まえて必要な調整を図った上で確定させる方針

資料5「一時預かり事業(幼稚園型)の補助仮単価について」(平成26年9月17日)より抜粋

一時預かり事業(幼稚園型)の創設

- 幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「幼稚園型一時預かり事業」を創設

【一時預かり事業(幼稚園型)の補助仮単価について(2)】

2. 補助仮単価(園児1人当たり日額)

(1) 基本分単価

- ① 通常単価 400 円 ○1日当たり平均利用園児数8名(年間延べ利用見込み人数 2,000 人)を超える施設に適用
- ② 小規模施設単価利用規模(年間延利用見込み人数)に応じ算定した額

[設定の考え方]

- 1日当たり平均利用園児数 8 名(年間延べ利用見込み人数 2,000 人)以下の施設に適用
- 1施設当たり想定事業費額を年額 1,600 千円、補助下限額を年額 800 千円に設定(A)
- 小規模施設の利用料が高額化しないよう利用者の負担軽減に配慮(B)

(2) 休日単価補助仮単価(園児1人当たり日額) 800 円

※ 主に土曜日に実施する場合の終日の職員配置を踏まえ単価を設定。

(3) 長時間加算単価補助仮単価(園児1人当たり日額) 100 円

※ 1日当たり4時間(休日は8時間)を超えて実施する場合に、上記①~③の単価に加算。

＜委員の主な意見概要＞

- 「幼保連携型認定こども園の運営の効率化の例」については明らかにリーダーが一人いなくなるといふことの質の低下の問題について考えて頂きたい。
- 認定こども園の仮単価の問題については都道府県の財政支援が異なるということもあり、教育・保育の質の改善に向けて財源措置をもう一段の検討をお願いしたい。
- 幼稚園型預かり事業について、施設型給付の対象の幼稚園であれば理解できるが、園児以外についても対象になるのか。保育所型や地方裁量型では園児の預かり保育は可能なのか等伺いたい。
- 私立幼稚園の意向調査結果についてどのように考えるか。認定こども園についての移行についても同様。
- 移行がスムーズに行くように何らかの知恵が必要なのではないかと考える。
- 移行に関して基本的な理念がおざなりになっているという課題があるのではないかと。
- 幼稚園の1/4が小規模保育に関心を持って頂いて感謝したい。一方で3歳児対応の課題がある。その際に特例給付という対応もあるが自治体がよく理解をされていないのもっと啓発をお願いしたい。先般神戸市で保育所がうるさいということでの訴訟が起こされているが、単なるモラルでなく、制度上の問題。ドイツでの法制度を参考に新規に都市部で保育所が設立できるように対応を考えて頂きたい。

(事務局説明概要)新幼保連携型認定こども園に移行することについて、新たな単一の施設に移行することは理解されると思うが、従前の二つの認可施設としてあるものが移行することについては、そのことと切り分けて考えていくべきと思うので、今後検討したい。

- ・3歳児対応の際の特例給付について等、自治体向けのFAQ等で今後もできる限り速やかに対応をしたい。
- ・今回の私立幼稚園、認定こども園の意向調査結果については、27年度についてはどの程度の数字が確保されるかということや各自治体での利用者負担が明確にされない等の問題もある中でなかなか27年度への移行が踏み切れないのだろうと思われる。ただ、移行する形での検討等、全体像の骨格が明確になった際の移行についての可能性は全体の85%は見込まれると、一方では調査結果から推察されると考える。最終的には私立幼稚園個々の判断はあるが、できる限り環境整備はしていきたい。認定こども園については、多様な理念と多様な地域のニーズに応じて求められる中で、認定こども園の返上は基本的に好ましくないと思っているので、新しい情報による正しい判断をして頂けるように都道府県の協力も得ながら、対応を検討していきたい。
- ・広報について、事業者、自治体のみならず、利用者に向けた情報提供を引き続き、地域の中で広げて頂けるように人材養成研修の企画も含めて対応していきたい。
- ・移行の最終確認については改めてどこかのタイミングで検討していきたい。
- ・9月10日付の各自治体等に向けた「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の通知において、1月に頂いた「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」(平成26年1月15日子ども・子育て会議)を載せさせて頂いたところ。
- ・一時預かり事業(幼稚園型)の対象児童については、1号の子どもが対象になっている。
- ・認定こども園の保育所型の一時的預かりは一般的な一時的預かりでの対応となる。
- ・私立保育所は現行でも市町村と協議をした上で上乗せ徴収は出来る形になっているので新制度も同じ考え方だが、実績は少ない。
- ・保育所をめぐる騒音の問題については、今後よく勉強させて頂きたい。

(4) その他

- ・資料4「平成27年度関連予算概算要求の概要」、資料6「子ども・子育て関連3法に係る政省令・告示の公布について(7月末以降交付分)」、資料7「教育・保育施設における重大事故の再発防止策に関する検討会の開催について」、参考資料1「「放課後子ども総合プラン」について」、参考資料2「「待機児童解消加速化プラン」集計結果について」、参考資料3「「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」について」について説明がなされた。

次回日程については、10月24日(金)10:00～正午 子ども・子育て会議第19回の予定の旨であることが説明された。

以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◇「社会福祉法人の情報開示促進に向けた緊急アピール」について ◇

◇ 9月25日～26日に開催された平成26年度の全私保連幹部セミナー(於:大阪市・リーガロイヤルホテル)において、以下の緊急アピールが提起され、採択されましたのでご報告いたします。

※なお、同幹部セミナーの内容については別途機関紙「保育通信」においてお伝えしていく予定です。

社会福祉法人の情報開示促進に向けた緊急アピール

平成26年9月26日
(公社)全国私立保育園連盟

社会福祉法人制度のあり方を巡っては、この間、経営主体間のイコールフットングの観点や「内部留保」等の問題が指摘され、規制改革会議を中心に財務諸表の公表や社会貢献の義務化などの議論がなされています。

社会福祉法人における財務諸表等の公表については、とくに保育所を主たる事業とする法人における公表割合が「25.3%」(「財務諸表の公開状況の調査結果について」(平成25年9月30日厚生労働省) ※第3回社会福祉法人の在り方等に関する検討会資料 平成25年11月18日)であり、他の類型と比べて最も低くなっています。

社会福祉法人は、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受けると同時に、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが強く求められており、保育に関する規制改革会議の見解として「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されました。

こうした現状を受けて「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」(平成25年5月31日雇児発第14号・社援発第11号・老発第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により、財務諸表等のインターネット等による公表の促進に向けた通知が示されているところです。併せて国より本連盟も含めた関係団体に向け、同様の趣旨の協力要請を受けています。

本連盟は、以上の社会福祉法人を取り巻く諸課題に対して、全国の会員保育園の業務及び財務等に関する情報公表が、より一層促進されるように組織を挙げて取組むと共に、保育・子育て支援事業について社会全体のさらなる理解と協力が浸透するように緊急のアピールを行います。

私たちは

保育園の経営状態等が分かりやすくなるよう経営情報の公開をより一層、促進します。

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp